

理 由 書

姫路市中部衛生センターは、姫路市の汚物処理施設として、昭和44年5月20日（建設省告示第2081号）に都市計画決定された。

今回の変更は、公共下水の普及により、姫路市の汚物処理計画を見直すとともに、当該施設に隣接する水尾川改修計画の区域との整合を図るため、処理能力及び区域の変更を行うものである。

